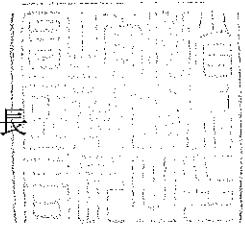


薬食発第0331008号
平成21年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



第十五改正日本薬局方の一部改正等について

標記について、平成21年3月31日厚生労働省告示第190号をもって、「日本薬局方の一部を改正する件」が別添1のとおり公布され、同日から適用されることとされたところであり、また、これに伴い、第十五改正日本薬局方（平成18年厚生労働省告示第285号。以下「薬局方」という。）の参考情報を別添2のとおり改正することとしたので、下記の事項に御留意の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮いただきたい。

記

第1 薬局方の一部改正の要点について

今回の薬局方の一部改正は、日本薬局方、欧州薬局方、米国薬局方の三薬局方での国際調和に関連した事項等について、一般試験法等の見直しを行うものであり、その内容は、以下のとおりである。

1. 一般試験法の改正

(1) 4.05 微生物限度試験法

クロストリジアの試料調製方法を変更するとともに、サルモネラ試験のXLDカンテン培地の鑑別特性の試験菌株としてE.coliを削除する等の改正を行ったこと。

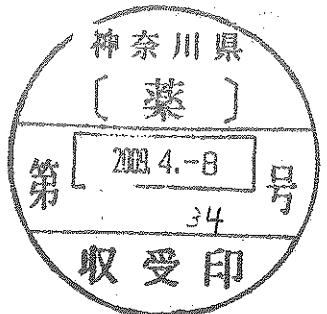
(2) 4.06 無菌試験法

培地使用期間のバリデーションの実施、市販粉末培地の性能試験の調製バッチごとの実施を規定する等の全面的な改正を行ったこと。

(3) 6.09 崩壊試験法

補助盤の溝の深さについて改正を行ったこと。

(4) 6.10 溶出試験法



回転バスケット及びパドル法による即放性製剤の試験液の液量について、記載の整備を行ったこと。

2. リュウコツの規格の改正及びリュウコツ末の新規収載に伴う改正

(1) 生薬総則

リュウコツ末の新規収載に伴い、生薬総則を適用する生薬として、リュウコツ末を追加したこと。

(2) 医薬品各条（生薬等）

エキス剤又は浸剤・煎剤に用いるリュウコツについて、ヒ素の試験方法及び規格値を追加したこと。また、(1)に伴い、リュウコツ末の規格を新規収載したこと。

第2 薬局方の参考情報について

次に掲げる参考情報について改正を行ったこと。

14. 第十五改正日本薬局方における国際調和

第3 その他

1. 参考情報の取扱い

参考情報は、医薬品の品質確保の上で必要な参考事項及び薬局方に収載された医薬品に関する参考となる試験法を記載したものであり、薬局方に収載された医薬品の適否の判断を示すものではないこと。

2. 経過措置について

本改正に伴い、平成22年9月30日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うよう指導すること。また、薬事法第50条（直接の容器等の記載事項）、第55条（販売、授与等の禁止）及び第56条（販売、製造等の禁止）に抵触することがないよう、遅滞なく本改正による改正後の基準に改めさせること。

- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件(同二〇三)
- 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件(同二〇四)
- 万国郵便条約の施行に伴う通常郵便に関する施行規則の件の一部を改正する件(同二〇五)
- 立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件(同二〇六)
- 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件(同二〇七)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件(総務・農林水産・国土交通)
- 平成二十一年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件(財務二〇二)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十一年度における限度額等を定める件(同二〇二)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業产品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業产品等について月を告示する件(同二〇三)
- 指定保税地域の指定を取り消す件(同二〇四)
- 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく告示に関する件(財務・経済産業)
- 平成二十一年度において司書及び司法補の講習を実施する件(文部科学五九)
- 学校環境衛生基準(同六〇)
- 学校給食実施基準(同六一)
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準(同六二)
- 学校給食衛生管理基準(同六三)
- 夜間学校給食衛生管理基準(同六四)
- 夜間学校給食衛生管理基準(同六五)
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準(同六六)
- 在外教育施設の認定等に関する規定の一部を改正する件(同六七)
- 在外教育施設の認定を取消し及び認定の変更を承認した件(同六八)
- 統計法の規定により、旧専門学校令による専門学校と同等以上の学校として認定する件を廃止する件(同六九)
- 大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する件(同七〇)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定めた施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働二)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(厚生労働一八七)
- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定をするものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一八八)
- 要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件(同一八九)
- 日本薬局方の一部を改正する件(同一九〇)
- 中小企業退職金共済法施行令第一条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件(同二〇三)
- 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同二〇四)
- 中小企业退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件(同二〇五)
- 中小企业退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利潤を定める件(同二〇六)
- 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同二〇七)
- 平成二十一年度雇用施策実施方針の策定に関する指針(同二〇八)
- 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(同二〇九)
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(同二一〇)
- 労働安全衛生規則第五十三条第一項の表令第二十三条第十一号の業務の項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同二九)
- 平成二十一年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同二一一)

5 社会生活への 規則の 理解	介助されて いない	15.4点 足りり際	9.0点 一部介助	8.5点 金介助	0点
4 日常生活の 運営状況	介助されて いない	15.4点 足りり際	9.0点 一部介助	8.5点 金介助	0点
3 社会生活への 規則の 理解	介助されて いない	15.4点 足りり際	9.0点 一部介助	8.5点 金介助	0点
2 日常生活の 運営状況	介助されて いない	15.4点 足りり際	9.0点 一部介助	8.5点 金介助	0点

注1. 調査結果に基づき、各項目のうち当社はまるものに係る点数を各群につき合計する。
2. 開院の理由のうち当社はまるものの選択は、別表壁内により選擇される該處の順番。

2. 麻婆の胸のソラコレホウヒンノソラコレホウ

薬事法（昭和三十五年法律第
八年厚生労働省告示第二百八十八号）
の日本薬局方（以下「旧薬局方」とい
う）
局方（以下「新薬局方」とい
う）
において現に同法第十四条第一項
基づき製造販売の承認を要しな
第百四号）により製造販売の承
平成二十二年九月三十日までは
方で定める基準とみなすこととが

卷之三

被験製品を2g又は2mL以上採り、「生菌数試験」に記載したように10倍希釈試料液（最高20mL以上）を調製する。調製した試料液を少なくとも10mLずつ2本の容器に分注し、1本は80°Cで10分間加熱後、速やかに冷却し、他の1本は加熱しない。

第十五改正日本薬局方一般試験法の部4.05微生物限度試験法の条目
試験・特定微生物試験の項4.6.2. 選択培養の日を次のように改める。
非無菌製品の微生物学的

4.6.2. 選択培地	それぞれから10mL又は被験製品1g若しくは1mL相当量を3.4.で規定した過量の強化クロストリジア培地に接種し、嫌気的条件下で30~35°Cで48時間培養する。培養後、コロンビアカンテン培地に各容器から移植し、嫌気的条件下で30~35°Cで48~72時間培養する。
4.6.3. 同定	カタラーゼ反応陰性的桿菌(芽胞を有するか又は有しない)の嫌気的発育が認められた場合は、陽性が示唆される、この場合は同定試験を行い確認する。
	コロンビアカンテン培地に定量接種の結果、 [○] 5微生物限度試験法の結果「非無選擇品の微生物検査品
	試験・特定検生物試験の項」、推奨される溶液及び培地の項目「同様の発育促進及び選択特性があれば」、 [○] 「適合性が確認されれば」 [○] と記載、回復の結果「コーンロー ⁺ サバシム(サハローベ・コハハ)、トニキハロール證」カハトハエ整理の項を次のものと略す。
XLD(キシリース・リシン・デノキシコール酸)カントン培地	発育促進及び鑑別 <i>Salmonella enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar <i>Typhimurium</i> 又は <i>S. enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar <i>Abronyi</i>
4.6.4. 無菌試験法	第十回改正日本薬局方一般試験法の項 [○] の無菌試験法の條を次のものと略す。
4.6.5. 無菌試験法	本試験法は、三葉戸方での調合意に基づき規定した試験法である。
	無菌試験法は、無菌であることが求められている原薬又は製剤に適用される。本試験に適合する結果が得られても、それは単に本試験条件下で調べた検体中に汚染微生物が検出されなかつたことを示しているだけである。
1. 微生物汚染に対する予防措置	無菌試験は無菌条件内で行われる。このため、試験環境は無菌試験の実施に適したものでなければならぬ、汚染を避けるためにとられる予防措置は、本試験で検出されるべきがなる微生物にも影響を及ぼさない、作業区域の適切な環境モニタリング及び適切な汚染防止措置の実施によって、本試験の実施状態が適切であることを定期的に監視する。
2. 培地及び培養温度	
2.1. 一般要件	培地は、次のようく調整するか、又は培地性状試験に適合する場合は同等の市販培地も使用できる。
	無菌試験として適している培地は次のとおりである。液状チオグリコール酸培地は、嫌気性細菌の培養を主目的としているが、好気性細菌も検出できる。ソイビーン・カゼイン・ダイジエスト培地は、真菌及び好気性細菌の培養に適している。
2.2. 液状チオグリコール酸培地	
液状チオグリコール酸培地	
レーシスチン	0.5g
カンテン	0.75g
塩化ナトリウム	2.5g
ブドウ糖(一水和物/無水)	5.5/5.0g
酵母エキス(水溶性)	5.0g

5. 製品の無菌試験

5.1 一般要件

試験はメンブランフィルター法又は適切法によって行われる。試験には適切な陰性対照を置くこと、メンブランフィルター法は、ろ過可能な製品に適用する。例えば、ろ過可能な水性、アルコール性又は油性の製品及び本試験条件下で抗菌力を有しない水性又は油性の溶剤に溶解する製品に対して用いる。

5.2 メンブランフィルター法

メンブランフィルターは、微生物の捕集効率が確立されている公称孔径が0.45μm以下のものを用いる。例えば、水溶性、油性又は低濃度のアルコール性溶液にはセルロースナイトレートフィルターを用い、高濃度のアルコール性溶液にはセルロースアセートフィルターを用いる。抗生物質のようないくつかの医薬品には、別途適切なフィルターが必要な場合もある。次に示す手法は、直径約50mmのメンブランフィルターの使用を想定している。もし異なる直径のフィルターを用いる場合には、希釈及び洗浄液の容量はそれに応じて調整すべきである。ろ過器やメンブランフィルターは適切な方法で滅菌する。ろ過装置は、無菌条件下で試験溶液を導入・ろ過でき、メンブランフィルターの無菌的取りはずしと培地への移植ができるか、又はろ過器そのものに培地を加えて培養するのに適するように設計されていなければならぬ。

水性波剤

1 g/Lの肉製又はカゼイン製ペプトン溶液(pH7.1±0.2)のような無菌希釈液の少量をろ過器中のメンブランフィルター上に注ぎろ過する。希釈液には、例えば抗生物質が試験対象の場合には、適切な中和剤や不活性剤を加えることができる。

試験すべき容器の内容物を必要なら手法の適合性試験で選んだ無菌希釈液の量で希釈後、表4.06-2に示した量より少なくならないように、1枚又は複数のメンブランフィルター上に移し、直ちだろ過する。当該製品が抗菌活性を有している場合には、手法の適合性試験で用いた無菌希釈液の量でメンブランフィルターを3回以上洗浄する。手法の適合性試験において抗菌活性を十分に除去できないことが立証されても、メンブランフィルター当たり100mLの洗浄液で5回を超えてはろ過しないこと。メンブランフィルターをろ過器から外し、半分に切断するか、あらかじめ試験溶液を二等分し、それにつき同一のろ過操作を行うことによって得られた2枚のメンブランフィルターをそれぞれの培地に入れる。各培地の量は、手法の適合性試験で確定した量を用いる。又はメンブランフィルターを接着したらろ過器内に試験溶液を二等分にろ過後、それぞれの培地を加える。培地を14日間以上培養する。

水溶性固形剤

各培地に対し、表4.06-2に規定する量以上を用いる。添付の溶剤、注射用水、生理食塩液又は1 g/Lの肉製若しくはカゼイン製ペプトン中性溶液のようないくつかの溶剤に溶解し、選んだ溶剤に適したメンブランフィルターを用いて「水溶性波剤」の項に示したように試験を行う。

油及び油性波剤

各培地に対し、表4.06-2に規定する量以上を用いる。粘度の低い油及び油性波剤は、希釈せずに乾いたメンブランフィルターでろ過する。粘稠性の油は、当該試験条件で抗菌性がないことが立証されたミリストン酸イソプロピルのようないくつかの無菌溶剤で希釈できる。油が自重によりメンブランフィルターに浸透した後、徐々に加圧又は吸引することによってろ過する。手法の適合性試験で適切であることが立証されている濃度の適切な乳化剤(例えば10 g/Lシリルペート80)を含む1 g/Lの肉製又はカゼイン製ペプトン中性溶液のようないくつかの無菌溶剤を用い、メンブランフィルター当たり約100mLずつで少なくとも3回洗浄する。「水溶性波剤」の項に示したようにメンブランフィルターを培地に移す、又はろ過器に培地を加え、同じ温度で同じ期間培養する。

号 67 第外号

前

日

1月31年3月21日

前

軟膏剤及びクリーム
各培地に対し、表4.06-2に規定する量以上を用いる。脂肪基剤の軟膏剤や油中水型の乳剤は上述のようにミリストン酸イソプロピルで1%に希釈する。必要ならば40℃以下で加温する。例外的な場合で40℃以下までの加温が必要なこともある。できるだけ迅速にろ過した後、「油及び油性波剤」の項に示したように操作を進める。

表4.06-2 各培地当たりの最少試料採取量

容器の内容量	他に規定されていない限りそれぞれの培地に接種する最少量
波剤 1 mL未満 1 mL以上40mL以下 40mL超100mL以下 100mL超 抗生素の波剤	全量 ただし1 mL以上 20mL 10% 1 mL ただし20mL以上
波剤又は乳化して用いる非水溶性医薬品、クリーム又は軟膏剤	200mg以上
固形剤 50mg未満 50mg以上300mg未満 300mg以上5 g以下 5 g超	全量 ただし50mg以上 150mg 500mg

5.3 直接法

別に規定するほか、表4.06-2に示す量の製品を、その容量が培地容量の10%を超えないように培地に直接接種する。被検製品が抗菌活性を有する場合は、適切な中和剤で中和した後に、又は十分な量の培地で希釈することによって試験を行う。大量の製品を使用する必要があるとき、接種による希釈影響を考慮に入れて高濃度の培地を用いる方が好ましい場合もある。適切な場合は、高濃度培地を容器内の製品に直接加えることも可能である。

油性波剤

手法の適合性試験において適切であることが証明された乳化剤を適切な濃度に加えた(例えば10 g/Lシリルペート80)培地を用いる。

軟膏剤及びクリーム
1 g/Lの肉製又はカゼイン製ペプトン中性溶液のようないくつかの無菌希釈液中で、選択された乳化剤で乳化することにより約1:10に希釈する。この希釈物を乳化剤を含まない培地に移植する。

接種した培地は14日間以上培養する。培養期間中に数回観察する。油性製品を含む培養は毎日軽やかに振る。ただし、嫌気性菌の検出のために液体チオグリコール酸培地を用いている場合は、嫌気条件を維持するために振とうや混合は最小限に保つ。

6. 観察と結果の判定
培養期間中及び最終日に、培地に肉眼的な微生物の増殖があるかどうかを調べる。被検材料が培地の一部(1 mL以上)を同じ培地の新たな容器に移し、元の培地と移植した培地の両方を4日間以上培養する。

微生物の増殖が観察されない場合は、被検製品は無菌試験に適合する。微生物の増殖が観察された場合は、当該被検製品に無関係な原因により試験が無効であったことを明確に証明できなければ、被検製品は無菌試験に適合しない。以下の条件のうち一つ以上を満たした場合のみ当該試験は無効と考えられる。

- a) 無菌試験瓶の微生物学的モニタリングデータに問題が認められた場合
b) 無菌試験室に用いた試験方法を調査した結果、問題が認められた場合
c) 陰性对照中に被生物の増殖が認められた場合
d) 该該無菌試験から分離された微生物の同定後、この菌種の増殖が無菌試験実施中に用いた材料及び手技又はそのいずれかに問題があると明らかに判断される場合

試験が無効であることが判明したら、初回試験と同じ数の容器を用いて再試験を行う。再試験において微生物の増殖が観察されない場合は、被検製品は無菌試験に適合する。再試験において微生物の増殖が観察された場合には、被検製品は無菌試験に適合しない。

7. 無菌試験への適合が要求される注射剤及び眼軟膏剤、点眼剤等の非注射剤への試験の適用
メンブランフィルター法を用いる場合は、可能な限りでも容器内の全量を用いる。ただし、表

4.06—2に示す量以上を用いる。必要な場合は1名／1L肉撰又はカゼイン培地の1トントン中性脂質の約0.05gを加え、適切な無菌溶渡で約0.0mlになるよう希望する。

直接法を用いる場合は、他に規定されていなければ表4.06—2に示す量を用いる。被検製品の同じ試料について細菌及び真菌に対する無菌試験を行うのに不十分な場合は、表4.06—2に示す量を用いる。1容器中の内容量が何試験を行うのに不十分な場合は、表4.06—2に示す量を用いる。

場合は、異なる培地に接種するのに 2 容器以上の内容物を用いる。
8. 最少供試個数
最少供試個数は、ロット当たりの製造個数に応じて、表4.06-3 に示す個数を用いる。

ロット当たりの製造個数。
他に規定されていない限り、それぞれの培地当たりの最少供試個数。

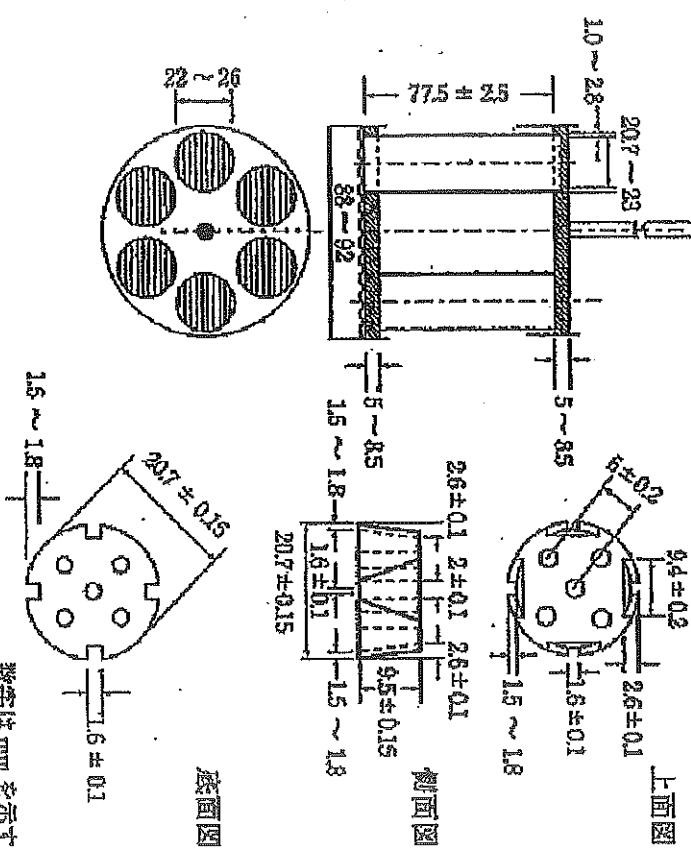
100容器以下
101容器以上500容器以下
501容器以上

医療機関のガム用具
2001年6月より上
回用器具の場合は、上物
の洗浄剤についての規定を適
用する

各容器20%又は4容器のうち多い方2%又は10容器のうち多い方

* ロット当たりの製造個数が不明の場合には、本欄に示した最大数を用いること。
** 1器器の内容量が二つの倍地に接種するのに十分な場合は、本欄は両倍地合わせて必要な供試容器数を示す。

図6.09-1 崩壊試験装置



第十五改正日本薬局方一般試験法の部6-09崩壊試験法の条装置の項補助盤の中に「深さ1.5±0.1mm」を「深さ1.5～1.8mm」と改め、同項の図6-09-1を次のよう改める。

第十五改正日本薬局方一般試験法の部6、1-0溶出試験法の系操作の項回転バケット法及びペニル法の項中「試験液：規定された試験液を用いる」を「試験液：適切な試験液を用いる。規定された液量は、20~25°Cでの計量槽に相当する」と改めた。

本品のうち、エキス剤又は浸剤・煎剤に用いるものについては、その旨を表示する。
標示は提出書面標示又は医薬品包装の瓶等に「本品はエキス試験の標示の皿を次のとおりである。
(2) ビ素 (1.11) 本品の粉末 0.20 g をとり、第 2 法により検液を調製し、試験を行う (10 ppm 以下)。
なお、エキス剤又は浸剤・煎剤に用いる旨を表示するものについての操作法及び限度値は次のとおりとする。

平成21年3月31日 火曜日

第十五改正日本薬局方医薬品各条の部リコウツの条の次に次の二条を加える。

リュウコツ末

Powdered Longum

FOSSILA OSSIS MASTODI PULVERATUM

鼈骨末

本品は「リュウコツ」を粉末としたものである。

本品は淡灰白色～淡灰褐色を呈し、におい及び味はない。

生葉の性状

本品は淡灰白色～淡灰褐色を呈し、におい及び味はない。

硫酸試験

(1) 本品0.1gに硫酸5mLを加え、加温して溶かし、七モリブデン酸六アンモニウム試液を加えるとき、黄色の沈殿を生じる。

(2) 本品0.5gを希塩酸10mLに溶かすとき、ガスを発生し、わずかに淡褐色を帶びるやや混濁した液となる。このガスを水酸化カルシウム試液に通じると、白色の沈殿を生じる。

(3) (2)で得た混濁液は特異なにおいを有する。この液をろ過し、アンモニア試液で中和した液はカルシウム塩の定性反応 (1.09) の(1), (2)及び(3)を呈する。

鉛試験

(1) 重金属 (1.07) 本品2.0gに水5mLを加えて振り混ぜた後、徐々に塩酸6mLを加え、水浴上で蒸発乾固し、残留物を水5mLに溶かし、ろ過する。ろ液25mLに希酢酸2mL、アンモニア液1滴及び水を加えて50mLとする。これを検液とし、試験を行う。比較液は塩酸3mLを水浴上で蒸発乾固し、希酢酸2mL、鉛標準液2.0mL及び水を加えて50mLとする (20ppm以下)。

(2) ヒ素 (1.17) 本品0.20gをとり、第2法により検液を調製し、試験を行う (10ppm以下)。

○厚生労働省告示第百九十一号

特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第十九号) 第七條第一項第五号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能 (昭和五十年労働省告示第

七十五号) の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。ただし、本則第一号の次に一項を加える改正規定及び同表バラードトロクロルベンゼンの項の次に一項を加える改正規定

の次に一項を加える改正規定、同表三酸化砒素の項を削る改正規定、同表トリレンジソシアネートの項の次に一項を加える改正規定、同表アクリロヒドリルの項の次に一項を加える改正規定

は、同年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

本郎第一号中「28」を「から28まど」に、「第二十八号」を「から第二十八号まで」に改め、同

号の表塩素化ビフエニル (別名D.C.B.) の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改

め、同表アクリロヒドリルの項中「四五ミリグラム又は〇・〇立方センチメートル」を「一立方センチメートル」に改め、同表塩素の項中「ミリグラム又は一立方センチメートル」を「〇・五立方センチメートル」に改め、同表クロム酸及びその塩の項中「〇・一ミリグラム」を「クロム」として〇・〇ミリグラムに改め、同表五酸化バナジウムの項値の欄を次のように改める。

バナジウムとして〇・〇三ミリグラム

本則第一号の表三酸化砒素の項を削り、同表シアン化カリウムの項中「五ミリグラム」を「シア

ントリミリグラム」に改め、同表シアン化水素の項中「一ミリグラム又は〇・〇立方センチメートル」を「三立方センチメートル」に改め、同表シアン化ナトリウムの項中「五ミリグラム」を「シアン

ノンセントリミリグラム」に改め、同表臭化メチルの項中「六〇ミリグラム又は一五立方センチメートル」を「一立方センチメートル」に改め、同表重クロム酸及びその塩の項中「〇・一ミリグラム」を「クロムとして〇・〇五ミリグラム」に改め、同表水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く) の項中「〇・〇五ミリグラム」を「水銀として〇・〇一ミリグラム」に改め、同表トリレンジソシアネートの項中「〇・一ミリグラム又は〇・〇一立方センチメートル」を「〇・〇〇五立方センチメートル」に改め、同項の次に次のように加える。

ニツケル化合物 (ニツケルカルボニルを除く) 粉状の物に限る) ニツケルとして〇・一ミリグラム

本則第一号の表「トロクロリコールの項中「一・一ミリグラム又は〇・一立方センチメートル」を「〇・〇五立方センチメートル」に改め、同表バラードトロクロルベンゼンの項中「一ミリグラム」を「〇・六ミリグラム」に改め、同項の次に次のように加える。

砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く)

本則第一号の表「アセチル化水素の項中「一ミリグラム又は〇・立方センチメートル」を「〇・五立方センチメートル」に改め、同表ベンゼンの項中「三〇ミリグラム又は〇・立方センチメートル」を「一立方センチメートル」に改め、同表マニカン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く) の項中「五ミリグラム」を「マニガンとして〇・一ミリグラム」に改め、同表汎化メチルの項中「一八ミリグラム又は五立方センチメートル」を「二立方センチメートル」に改め、同表硫化水素の項中「一五ミリグラム又は一〇立方センチメートル」を「五立方センチメートル」に改め、同表硫屈ジメチルの項中「五ミリグラム又は一立方センチメートル」を「〇・一立方センチメートル」に改め。

○厚生労働省告示第百九十一号

作業環境測定法施行規則 (昭和五十年労働省令第二十號) 第五十四条第一項の規定に基づき、作業環境測定法施行規則第五十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 (昭和五十一年労働省告示第九号) の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

本則第一号の表作業環境測定法施行規則別表第五号の作業場の項中「又は」を「若しくは」に改め、「測定機器」の下に「又はこれと同等以上の性能を有する測定機器」を加える。

○厚生労働省告示第百九十三号

作業環境測定法施行規則 (昭和五十一年労働省令第十六号) の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

第一條第一項の表別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、同表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加える。

平成二十一年三月三十一日

第三條第一項の表別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、同表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加える。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
第一條第一項の表別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、同表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加える。

平成二十一年三月三十一日

第三條第一項の表別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、同表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加える。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働省告示第百九十四号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第六十一条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準 (昭和五十一年労働省告示第四十六号) の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、別表第一の改正規定 (同表三酸化砒素の項を削る部分、同表トリレンジソシアネートの項に「けい光光度分析方法」を「蛍光光度分析方法」に改め、「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加え、同表別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「15」を削り、「22」の下に「23の2、27の2」を加える部

分を除く) 及び別表第二の改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一

別添2

参考情報 14. 第十五改正日本薬局方における国際調和の条 4. 05 微生物限度試験法の項及び同条 4. 06 無菌試験法の項を次のように改める。

調和年月：2008 年 6 月 (Rev. 1)

薬局方調和事項	第十五改正日本薬局方(日本薬局方の一部を改正する件(平成 21 年厚生労働省告示●号)による改正)	備考
	<p>4.05 微生物限度試験法</p> <p>I. 非無菌製品の微生物学的試験： 生菌数試験</p> <p>1. 序文 2. 基本手順 3. 生菌数測定法 4. 培地性能、測定法の適合性及び陰性対照</p> <p>4.1. 一般要件 4.2. 試験菌の調製 4.3. 陰性対照 4.4. 培地性能 4.5. 製品存在下での測定法の適合性</p> <p>4.6. 結果及び判定</p> <p>5. 製品の試験</p> <p>5.1. 試験量 5.2. 製品の試験 5.3. 結果の判定</p>	
<p>Microbiological Examination of Non-sterile Products:</p> <p>Microbial Enumeration Tests</p> <p>1 Introduction 2 General procedures 3 Enumeration methods 4 Growth promotion test, suitability of the counting method and negative controls</p> <p>4-1 General considerations 4-2 Preparation of test strains 4-3 Negative control 4-4 Growth promotion of the media 4-5 Suitability of the counting method in the presence of product 4-6 Results and interpretation</p> <p>5 Testing of products</p> <p>5-1 Amount used for the test 5-2 Examination of the product 5-3 Interpretation of the results</p>	<p>II. 非無菌製品の微生物学的試験： 特定微生物試験</p> <p>1. 序文 2. 基本手順</p>	
<p>Test for Specified Micro-organisms</p> <p>1 Introduction 2 General procedures</p>		

3 Growth promoting and inhibitory properties of the media, suitability of the test and negative control	3. 培地性能、試験法の適合性及び陰性対照
3-1 Preparation of test strains	3.1. 試験菌の調製
3-2 Negative control	3.2. 陰性対照
3-3 Growth promotion and inhibitory properties of the media	3.3. 培地の性能試験
3-4 Suitability of the test method	3.4. 試験法の適合性
4 Testing of products	4. 製品の試験
4-1 Bile-tolerant gram-negative bacteria	4.1. 胆汁酸抵抗性グラム陰性菌
4-2 <i>Escherichia coli</i>	4.2. 大腸菌
4-3 <i>Salmonella</i>	4.3. サルモネラ
4-4 <i>Pseudomonas aeruginosa</i>	4.4. 緑膿菌
4-5 <i>Staphylococcus aureus</i>	4.5. 黄色ブドウ球菌
4-6 <i>Clostridia</i>	4.6. クロストリジア
4-7 <i>Candida albicans</i>	4.7. カンジダ・アルビカンス
5 Recommended solutions and culture media	5. 推奨される溶液及び培地

調和年月：2007年10月(Rev. 1)

薬局方調和事項	第十五改正日本薬局方(日本薬局方の一部を改正する件(平成21年厚生労働省告示●号)による改正)	備考
<p>Sterility</p> <p>(Introduction)</p> <p>Precautions against microbial contamination</p> <p>Culture media and incubation temperatures</p> <p>Media for the test may be prepared as described below, or equivalent commercial media may be used provided that they comply with the growth promotion test</p> <p>Fluid thioglycollate medium</p> <p>Soya-bean casein digest medium</p> <p>The media used comply with the following tests, carried out before or in parallel with the test on the product to be examined</p> <p>Sterility</p>	<p>4.06 無菌試験法</p> <p>(前書き)</p> <p>1. 微生物汚染に対する予防措置</p> <p>2. 培地及び培養温度</p> <p>2.1. 一般要件</p> <p>2.2. 液状チオグリコール酸培地</p> <p>2.3. ソイビーン・カゼイン・ダイジェスト培地</p> <p>3. 培地の適合性</p> <p>無菌性</p>	

Growth promotion test of aerobes, anaerobes and fungi	好気性菌、嫌気性菌及び真菌に対する培地 性能試験	
Method suitability test	4. 手法の適合性試験	
Membrane filtration	メンブランフィルター法	
Direct inoculation	直接法	
Test for sterility of the product to be examined	5. 製品の無菌試験	
The test may be carried out using the technique of membrane filtration or by direct inoculation of the culture media with the product to be examined.	5.1. 一般要件	
Membrane filtration	5.2. メンブランフィルター法	
Aqueous solutions	水性液剤	
Soluble solids	水溶性固形剤	
Oils and oily solutions	油及び油性液剤	
Ointments and creams	軟膏剤及びクリーム	
Direct inoculation of the culture medium	5.3. 直接法	
Oily liquids	油性液剤	
Ointments and creams	軟膏剤及びクリーム	
Catgut and other surgical sutures for veterinary use		日本薬 局方対 象品外
Observation and interpretation of results	6. 観察と結果の判定	
Application of the test to parenteral preparations, ophthalmic and other non-injectable preparations required to comply with the test for sterility	7. 無菌試験への適合が要求される注射剤及び 眼軟膏剤、点眼剤等の非注射剤への試験の 適用	
Minimum number of items to be tested	8. 最少供試個数	